

- 2020年9月9日、エコー委員会に「管理対象区域内でY装備のカバーオールに穴を開け内側に空調服を着用していた」との投稿があったことから、当社が元請企業へ調査を依頼したところ、9月15日に元請企業より、3号機使用済燃料構内輸送作業において1名の作業員がY装備のカバーオールに切れ込みを入れて内側に空調服を着用していた事実を確認した旨の報告書の提出を受けました。
- 当該の協力企業作業員は、8月24・25日にカバーオールの背部腰付近に2箇所の切れ込みを入れ空調機ファンが外側に出るように加工をした状態で、共用プール建屋3階及び3号機輸送容器取扱ボックス（原子炉建屋1階搬出入口脇）において、3号機使用済燃料構内輸送作業を行っておりました。8月25日に協力企業の安全担当が、加工したカバーオールを着用するのは不適切であると注意して、不適切な使用をやめさせていました。
- 当該作業員は、両日とも退域時のサーベイにおいて汚染がないことを確認しています。また、半面マスクを着用していたため、内部取り込みに繋がるものではないと考えております。
- 本件については、本日（9月16日）、協力企業が参加している放射線安全推進連絡会にて周知と注意喚起を実施しており、引き続き再発防止策を講じてまいります。